

国立大学法人鹿児島大学と環境省自然環境局との自然環境保全に係る
連携・協力に関する協定書（案）

国立大学法人鹿児島大学（以下「甲」という。）及び環境省自然環境局（以下「乙」という。）は、自然環境保全に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力して、鹿児島県内の自然環境保全のための地域課題の解決に向けた取組を進めるとともに、甲に所属する学生・院生の人材育成を図り、もって我が国の自然環境の保全に寄与することを目的とする。

（事業内容）

第 2 条 連携・協力事業の内容は次のとおりとする。

- （1）甲が進める鹿児島環境学プロジェクトに関すること
- （2）奄美地域を含む世界自然遺産候補地の保護管理及び調査研究に関すること
- （3）出水地域に飛来するツル類の保護に関すること
- （4）甲に所属する学生・院生の人材育成のための自然環境保全に係る教育に関すること
- （5）その他、鹿児島県内の自然環境保全のための地域課題の解決に関すること

（連絡調整及び定期的な協議）

第 3 条 甲及び乙は、連携・協力事業の円滑な実施を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に連携・協力事業の内容について協議を行うものとする。

（有効期間）

第 4 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から解除の申し入れがないときは、さらに 1 年間有効期間を延長するものとし、以後、この例によるものとする。

2 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、双方協議して本協定を改定することができる。

(補則)

第5条 本協定に定めるもののほか、連携・協力事業に関し必要な事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

2 本協定に定める条項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議してその解決を図るものとする。

上記の協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印して、各1通を保管するものとする。

平成28年 月 日

甲 鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-24
国立大学法人鹿児島大学長 前田 芳實

乙 東京都千代田区霞が関 1-2-2
環境省自然環境局長 亀澤 玲治